

令和3年6月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年6月総会議事録

1 日 時 令和3年6月15日(火) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (6件)
- 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (2件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権1件・農地中間管理事業に係る利用権3件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(4件・農地中間管理事業に係る合意解約15件・農地中間事業に係る耕作者
の変更4件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・農地パトロール合同説明会
7月15日(木) 午前 9時30分から 市役所4階会議室
 - ・次回総会 7月15日(木) 午前10時から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 7月 6日(火) 予定
 - ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 日置地区 6月24日(木) 午前10時から 日置農村環境改善センター
 - 油谷地区 6月24日(木) 午後 2時から ラポールゆや
 - 長門地区 6月29日(火) 午前10時から 市役所4階会議室
 - 三隅地区 6月29日(火) 午後 2時から 三隅支所

4 出席委員（19人：議席順）

1 番	野中 保志	2 番	藤川 久志	3 番	大田 寛治
4 番	林 一志	5 番	深水 一男	6 番	河野 八千代
7 番	高林 司	8 番	名和田 栄治	9 番	大田 裕美
10 番	大汐 光晴	11 番	岡島 史真	12 番	林 弘幸
13 番	岡本 勇二	14 番	木村 正雄	15 番	中野 晴人
16 番	末永 恵子	17 番	山近 洋祐		
18 番	松田 昭洋（会長職務代理者）				
19 番	大野 耕作（会長）				

5 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	長谷川 浩司
書記	坂倉 幸三

6 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和3年6月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続き、5月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和3年6月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は19名、欠席委員はございません。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

5番、深水一男委員、6番、河野八千代委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

説明に入ります前に、資料の追加がございます。

議案の閉じてある資料、19ページのその他、報告事項の図面等資料20ページから24ページまでの資料の添付を失念しておりましたので、本日お手元にお配りしております。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字日置中字式百田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は885㎡。ほか1筆。

譲受人は、日置下▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、日置中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から当該農地を借受けて、飼料作物を作付けていたが、売却したいとの意向を伝えられ、購入することとした。譲渡人は、病気により耕作することができないため、売却することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から北西へ2.1 kmに位置する農地です。

また3 ページには公図を添付しております。

農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の12 番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

12 番

12 番、林です。

今、事務局の方より説明がありました通りでございまして、譲渡人は以前より体調を崩しております。また家族は高齢の母親と2 人暮らしです。これから先、農地を維持することが出来ないということで、今回の申請に至ったということです。

また譲受人については、安定経営のため、農地を求めているところでございます。

議 長

以上でございます。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字西深川字向河原、地番▲▲▲▲番▲▲、地目は登記簿、
現況ともに畑、面積は 373 m²。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、下関市上新地町▲丁目▲番▲▲号、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、申請地は自己所有農地の隣接農地であり、
譲渡人からの申出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、年
と共に、通作が困難となったため、譲渡人に売り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページ
をご覧ください。長門市役所から西へ約 885m に位置する農地です。

また、5 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、
ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしてお

ります。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 17 番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17 番

17 番、山近です。

6 月 8 日、松田職務代理さん、事務局 3 名、私の計 5 名で現地調査をいたしました。

場所は●●自動車工業近くの所ですが、今、事務局から説明がありましたように、隣接農地を買い取って事業を広げたいということで、何ら問題ないかと思っております。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地

法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字西深川字西上ノ原、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は821㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、西深川▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、西深川▲▲▲番地、●●●●●さんです。

転用の目的は、農家用住宅です。

理由としまして、譲受人は現在住んでいる市営住宅が、子供の成長に伴い手狭になったため、現在耕作している農地の近隣にあり、効率的に農業経営をする上で、最適な申請地を選定し、将来的に両親の面倒も見ていく必要があるため、実家に近い場所に農家用住宅を建築したい。譲渡人は、現在農業は行っておらず、高齢のため、耕作及び管理が困難な状況で、今後も農業をする予定はなく、譲受人の要望に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。長門市役所から西へ約1.7kmに位置する農地です。

また、7ページには公図、8ページには土地利用計画図、9ページから11ページには平面図及び立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内にある農地となりますが、市の方へ農業振興地域整備計画変更の申請が提出され、県と協議したところ令和3年5月24日付けで異議なしの回答を得ております。

また、おおむね10ha以上の規模の一団の農用地内にあり、農業公共投資の対象となっている農地で、第1種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、次の5ページをご覧ください。本案件につきましては、許可方針(7)のオ、農地法施行規則第37条第5号が規定する「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内にある土地を当該土地改良事業に従って転用する場合」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、直系尊属からの贈与と借入金での対応ということで、金融機関の通帳の写しと融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の7番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

7番、西深川担当の高林です。

この土地は3月8日に一度、農地転用で確認に行きました。

今回は所有権の移転で、6月8日に再度行きました。

申請者の●●さんは、現在、市営住宅に住んでいますが、長男であり実家の側に家を建てることに決められました。

●●さんは親たちと共に、今年度は、稲作を55町程、苗木を10万本植えて販売されています。

市内でも有数の稲作複合農家であります。

この農地は道の側であり、よく管理をされております。

何も問題ないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

14番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

本件で、反対ではございませんが、ちょっと自分の認識を再確認したいと思います。

これは、農家住宅ですので、おおむね1,000㎡ということで、この位置図の8ページの平面図ですが、私、農家住宅と言ったら納屋が以前は付き物というふうに思っていたんですが、それが最近では農家住宅の面積が大きくなっているんだけど、納屋というのがいつの日か消えたんだけど、その要件というのはなくなったのでしょうか。

以上です。

議 長

今の質問ですが、随分時代の古い話でございますから、事務局、この件について何かありますか。

事務局長
補佐

納屋とは、農業用倉庫のことですか。

1 4 番

というのがですね、一般のサラリーマンはおおむね 500 m²、農家住宅は 1,000 m²。当然、農家の跡取りなんかは親と離れて住宅を建てるという意味合いもあるから普通、納屋も昔は付けていたけど。

最近、ここ近年は農家住宅とうたいながら面積は広くなって、納屋が平面図にないところが多い。

事務局長
補佐

納屋を建てないといけないということはありません。一般の住宅に関しては、500 m²以下で建ぺい率 22%以上の制限があるんですけども、農家用住宅に関しては 1,000 m²ということで、建ぺい率の制限もございませんので、納屋を付けて建ぺい率を上げてくださいというような指導はしておりません。

農家には、農作業場や農業用の倉庫などが必要なことから、このような基準になっていることは、以前から変わってないと思います。

1 4 番

はい、分かりました。

議 長

他にどなたか。

私も今、木村委員さんが言われたお話の続きですけども、今、農家用住宅が 1,000 m²まではいいいですよという転用の面積の上限ですけども、昔と言ったらいけませんが、乾燥機が入るまでは、むしろ干しと言ってですね、むしろで粳とか麦とかを乾燥しておったわけですから、その広げる場所があるということも含めて 1,000 m²まではいいいですよということです。

だから乾燥機の時代に入ったから、それを 500 m²にするという改正もないようでございますので、昔のまま 1,000 m²という農家用住宅に関しては建ぺい率を問わないよということであると、私は解釈をしております。

何か今後どこかでお話を聞かれたら参考意見として、その他でこの総会の場でこういうのを僕は聞いたよということがあったらお話をしていただけだと思います。

ちょっと横道にそれましたけれども、事務局、担当委員の説明、意見は

以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして2番をお願いします。

事務局長
補佐

番号2。

土地の所在、大字東深川字大ヶ坪、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,070 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●●●●●●●●▲、株式会社●●●●●●。

譲渡人は、東深川▲▲▲▲番地、●●●●●●さんです。

転用の目的は、4区画の宅地分譲及び進入路です。

理由としまして、譲受人が、申請地周辺は宅地化が進行しており、公共施設等にも近く、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲地を計画することになりました。譲渡人は、人手不足なうえ、周囲を建物で囲まれており、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人の計画を聞いて、売り渡すこととしました。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。長門市役所から北東へ約249mに位置する農地です。

また、13ページには公図、14ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、商業地域に用途指定されております。農地法施行規則第44条第3号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関から融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝に放流し、住宅建築後の汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の17番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17番

17番、山近です。

先程、説明しました現地調査をした5名に、西川推進委員さんを加えた6名で調査をしました。

場所は、●●センターの近くでございしますが、周りは住宅に囲まれてはいるものの、よく管理された土地であります。

今、事務局から説明がありました通りで、問題ないと思っております。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして3番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 3。

土地の所在、大字日置中字助宗、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,552 m²。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借受人は、日置中▲▲▲▲番地▲、株式会社●●。

貸付人は、日置中▲▲▲▲番地▲、●●●●さんです。

転用の目的は、農業用倉庫及び育苗場です。

理由としまして、借受人は、今後は、農業法人を主体として、農業経営に取り組んで行くため、主要となる一体的に利用できる農業施設が必要となったため。貸付人は、農業法人が、農業経営に取り組んで行けるように、土地を提供することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から北西に約 832m に位置する農地です。

また、16 ページには公図、17 ページには土地利用計画図、18 ページには平面図及び立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内にある農地となりますが、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農業上の用途区分の変更で当該施設の変更に係る土地の面積が 1 h a を超えないもの」に該当し、軽微な変更となりますので、市の方へ農業振興地域整備計画の用途変更届が提出され、令和 3 年 4 月 13 日付けで計画変更公告が行われております。よって、本案件は、農用地区域内にある農地の許可方針として、「農地法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しています。

また、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農用地内にあり、農業公共投資の対象となっている農地で、第 1 種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、申請地は農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに規定する農業用施設に該当し転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の通帳の写しと融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の12番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

12番

12番、林です。

この案件につきましては、3月総会の議案第3号、番号20番、農業地域整備計画の変更、軽微な変更につきまして補足説明をしたとおりでございます。

以上でございます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、4番から6番につきましては、連担した農地の転用で、転用目的も同一ですので、関連案件として一括説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号4。

土地の所在、大字日置上字向ヒ河原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は458㎡。ほか1筆、合計2,110㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、大阪府中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●、
●●●●●●●▲号、代表取締役●●●●●。

ここで訂正です。先ほど申し上げました、議案の譲受人の住所についてですが、修道町と記載してありますが、正しくは修と道が反対で道修町となります。申し訳ございません。5 番及び 6 番についても同じように訂正をお願いします。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地▲、●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 336 枚、パネル設置面積、水平投影面積 837.5128 m²、発電出力 99 k w の太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人が、土地の面積も広く周辺に高い建物の建築も想定されていない。また、日射量や価格で適切だと判断し購入地とした。譲渡人は、高齢であり、今後も農地として、利用予定がないため、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 19 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から西へ約 818m に位置する農地です。

また、20 ページには公図、21 ページから 22 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、既存の農業用排水路を使用し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

引き続きまして、番号 5。

土地の所在、大字日置上字向ヒ河原、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 476 m²。ほか 5 筆、合計 1,624 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、番号 4 と同じく、株式会社●●●●●●●●、●●●●●●●●▲号、代表取締役●●●●●。

譲渡人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 186 枚、パネル設置面積、水平投影面積 463.6232 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。

理由につきましては、番号 4 と同じになります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 23 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から西へ約 853m に位置する農地です。

また、24 ページには公図、25 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、番号 4 と同じく、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、番号 4 と同じですので、(1) 農地転用の確実性及び (2) 被害防除措置の妥当性については、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

引き続きまして番号 6。

土地の所在、大字日置上字光末、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 535 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、番号 4、番号 5 と同じく、株式会社●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●▲号、代表取締役●●●●●。

譲渡人は、番号 5 と同じく、日置中▲▲▲▲番地、●●●●●さんです。

番号 5 の申請地と分断されていますので、別申請となっています。

転用の目的は、パネル枚数 82 枚、パネル設置面積、水平投影面積 204.3930 m²、発電出力 27.5 k w の太陽光発電設備です。

理由につきましては、番号 4、番号 5 と同じになります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 26 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から西へ約 772m に位置する農地です。

また、27 ページには公図、28 ページには土地利用計画図、29 ページから 31 ページには、番号 4 から 6 共通の架台図及びフェンス図面を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、番号 4、番号 5 と同じく、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、番号4、番号5と同じですので、(1) 農地転用の確実性及び(2) 被害防除措置の妥当性については、問題ないと考えられますので、説明を省略させていただきます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の1番、野中委員、4番から6番について、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1 番

1番、野中です。

議案第2号の4番5番6番ですが、6月8日に松田職務代理、上手推進委員、事務局と私とで現地調査を行いました。

現地は、議案位置図を見ていただけたら分かるように、国道191号線と掛淵川に挟まれた農地です。

既に昨年、申請があり許可を受け、太陽光発電施設が設置された周辺の農地でもあり、今後、耕作される見込みが低いことから、譲受人の申し出を受け、応じることとしたようです。

太陽光発電施設が設置されることによる、周辺農地への影響もほとんどないと考えております。

審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。

今回、農林水産課より農業振興地域の変更に関する案件 2 件について意見を求められているところです。

内容につきましては、重要変更が 1 件、軽微な変更が 1 件となっています。

5 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 3 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

はじめに、農振農用地区域からの除外案件について説明いたします。

この案件については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているもので、今回の計画の変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

では、番号 1。

土地の所在、大字日置中字五反田、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 314 m²のうち除外面積 4 m²です。

申請者は、東京都世田谷区玉川▲丁目▲▲番▲号、●●●●●●株式会社です。

除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置を行うものです。

別冊、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 32 ページをご覧ください。申請地は長門市役所日置支所から西へ約 1.19 km に位置する農地です。33 ページには公図を 34 ページから 35 ページにはそれぞれ平面図、立面図を添付しています。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはな

いと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には非該当。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及については対象外農地であり、多面的機能支払制度については対象農地ではありますが、対象農地から除外予定のため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第53条第14号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1 番

1番、野中です。

6月8日に松田職務代理、上手推進委員、事務局と私とで現地調査を行いました。

現地は、国道191号線沿いにあり、住宅に囲まれた農地であります。

今回の除外に対して、何ら問題はないと考えております。

審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意をすることに決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

続きまして、軽微な変更、用途区分の変更についてご説明いたします。
5 ページをご覧ください。

番号 2 の案件については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、農用地の用途変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

では、番号 2。

土地の所在、大字日置中字大坪、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 3,355 m²のうち用途変更する面積は 3,355 m²です。

申請者は、日置中▲▲▲▲番地、農事組合法人●●●●●●●●。

変更の目的は、当法人の営農活動を円滑にするため及び今後の農地受託の増加に備えるため、事務所及び収穫物の仕分け作業場、農業機械や肥料等の格納施設、育苗施設を設置するものである。

別冊、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 36 ページをご覧ください。
申請地は、長門市役所日置支所から南南西へ約 1.19 k m に位置する農地です。37 ページには公図を、38 ページには土地利用計画図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

1 番

1 番、野中です。

6 月 8 日に松田職務代理、木村推進委員、事務局と私とで現地調査を行いました。

この農地は、農事組合法人●●●●●●●●が所有している農地で、今後、営農活動を円滑にするため、基盤となる農業施設を建設し、この地域における重要な組織となることが目的となることから申請がありました。

農業施設等により、周辺農地に影はないものと考えております。

審議の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件農地について、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、農用地
を用途変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件農地を長門市農業振興地域整理計画
を一部変更し、用途変更することに同意をすることに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用
集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集
積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 6 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

7 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係
る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。6 ページをご覧ください。

賃貸借はありません。

使用貸借が、油谷地区のみで、1 件 4 筆の 12,069 m²。

合計しますと、油谷地区のみで、1 件 4 筆の 12,069 m²となっています。

詳細につきましては、7 ページをご覧ください。

次に、8 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、油谷地区のみで、3 件 3 筆の 10,346 m²。

使用貸借はありません。

合計しますと、油谷地区のみで、3 件 3 筆の 10,346 m²となっています。

詳細につきましては、9 ページから 10 ページをご覧ください。

基盤強化促進法 第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が
基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作

に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長 議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の1の説明を、お願いいたします。

事務局長 では、説明に入ります。11 ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明です。
番号1。

現地については、平成29年10月総会にて植林を理由とした4条申請が許可され、平成30年4月に完了届が提出されています。

植樹はされており、草刈り等管理は行き届いていましたが、苗の樹高も低く、まだ山林とは言えない状況で、畑としての利用が可能であると判断し、令和3年6月8日付けにて、松田職務代理、大田委員、松永推進委員、事務局とで現地を確認し、畑として農地証明をしております。

番号2。

現地については、平成17年以前から住宅が建築され、現況課税地目が宅地となっていることから、令和3年6月8日付けにて、松田職務代理、林委員、大田推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項の 2 の説明をお願いいたします。

事務局長 12 ページをご覧ください。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号 1。

令和 3 年 5 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 2 件の合意解約です。

次に、13 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約です。

番号 1。

令和 2 年 12 月 1 日に合意解約をしております。

ほか 14 件の合意解約です。

次に、17 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更です。

番号 1。

令和 3 年 6 月 10 日に合意解約され、令和 3 年 6 月 11 日より耕作者が変更されています。

ほか 3 件の耕作者変更です。

以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 以上で、報告事項について終わります。
続きまして、その他の報告事項等がありましたらお願いいたします。

事務局長 19 ページから 24 ページをご覧ください。

補佐 ●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条

第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

番号 1。

土地の所在、大字深川湯本字谷川、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 160 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 4 m²。

それから、台帳面積 160 m²の内 77.94 m²は工事用道路及び工事用車両進入路としての一時転用となります。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和 3 年 6 月 8 日付で異議なしの通知を送付しております。

以上です。

議 長

ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局長
補佐

7 月の定例総会ですが、7 月 15 日、木曜日に農業委員会、農地利用最適化推進委員の農地パトロールに関する合同説明会を午前 9 時 30 分より予定しておりますので、定例総会については、合同説明会終了後、午前 10 時頃からの開催となりますので、お間違えのないようにお願いします。

会場は共に、市役所 4 階大会議室 1、2 で開催します。

また、現地調査につきましては 7 月 6 日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

次に、農地利用最適化推進地区別会議についてですが、既にご案内しておりますとおり、6 月 24 日、木曜日が 10 時から日置地区、14 時から油谷地区で開催します。6 月 29 日、火曜日は 10 時から長門地区、14 時から三隅地区で開催いたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

今月は 24 日、29 日に地区別会議も開催されますので案内がいておりますので、その節にはご出席の方を、よろしくお願いいたします。

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様ございました。

終了時間 午前 10 時 35 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年6月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 深 水 一 男

議事録署名委員 河 野 八 千 代